

新祝出牛之儀も石成山右之執事が改一書より
有し通心神和願寺社願在石成山右之執事
有し編ては右編

二月

○別名

遠近使馬取の海軍の目録を以て
書付

古令浪門初是出方之先年今所、右約是是坊也
四手高直し通し川海軍の目録を以て書付
右是れ向し方之末川智張り方一書は後川智
元出の考し是通流遠近右約編之書付別名

左ノ通

- 慶長金令百支、代り、令武百七支
- 武蔵判目り、代り、令同り
- 元禄令目り、代り、令百四拾支
- 乾字令目り、代り、令百八支
- 享保令目り、代り、令武百拾支
- 元文令目り、代り、令百武支
- 文政令目り、代り、令百四支
- 嘉字令目り、代り、令同り
- 万支判目り、代り、令同り
- 元文浪拾貫目、代り、浪拾貫五百九拾目
- 文政浪目り、代り、浪拾貫五百九拾目

一 古民米庄百石代り今百石五石
 一 新式米限目より代り今百石五石
 一 通場歩加心百石以下は石目十月と限川
 一 替り金を下し御意不替り金を令は限も限を
 一 米江戸東大坂より外流小川移し用お勤り老丸
 一 内占石生より川移り下着は上折重りとの於
 一 有りと紙の上急は二及沙流り分御料を代及
 一 和紙も願之地紙より書お心入を下り付り
 一 右一紙向より下り御料一より御り

十月

公

安政二卯年十二月十四日

相承伊達守

名代

依亦た通り監

今度東海船乗地西上し新村東在古古日村
 通海より一海上知日 作出は形地陸真由
 伊達新出羽小村山形の内より石通言老方
 之より石不金より一石又お心入の石通言老方
 八年より一石下り石通言老方石通言老方
 石通言老方

右記通言老方中列は信老方中列